

鹿島臨海都市計画事業
鹿嶋市平井東部土地区画整理事業



町名地番変更のしおり

令和5年（2023年）

1月21日（土）から

新しい住所に変わります。



令和4年12月

鹿嶋市



目 次

1. はじめに	1
2. 新町名町界図	1
3. 皆さまにお届けするもの	2
4. 新しい住所等の表し方	2
5. 主な住所変更手続一覧表	3
・ 住民票, 戸籍簿, 印鑑登録原票は	4
・ 土地, 建物などの不動産登記は	4
・ 商業登記, 法人登記は	5
・ 自動車運転免許証は	5
・ 自動車の検査証は	6
・ 各種免許証, 金融機関の預金通帳, 保険証書などは	7
・ 年金受給者は	7
・ その他, 生活インフラサービスなど	7
6. 『住所等変更通知書』について	7
7. 市役所関係の証書等（住民票, 戸籍簿等を除く）	
の住所変更について	8
・ マイナンバーカード, 住民基本台帳カード	8
・ マイナンバーカード電子証明書（公的個人認証サービス）	8
・ 在留カード, 特別永住者証明書	8
・ 国民健康保険関係	8
・ 後期高齢者医療被保険者証等	8
・ ㊤医療福祉費受給者証	9
・ ㊤妊産婦医療福祉費受給者証	9
・ 介護保険等	9
・ 身体障害者手帳等	9

・ 特別児童扶養手当証書等	・・・・・・・・ 9
・ 児童扶養手当証書	・・・・・・・・ 9

8. その他 ・・・・・・・・ 10

・ 選挙の投票区について	・・・・・・・・ 10
・ 学校への届出について	・・・・・・・・ 10
・ ごみの収集について	・・・・・・・・ 10
・ 区・自治会の区域について	・・・・・・・・ 10
・ 郵便物の送付について	・・・・・・・・ 10

■参考資料

① 所有権登記名義人の住所変更登記	【記載例】	・・・ 11～13
② 商業登記等の変更登記申請書	【記載例】	・・・ 14～17
③ 住所の表示変更のお知らせ用はがき	【記載例】	・・・・ 18

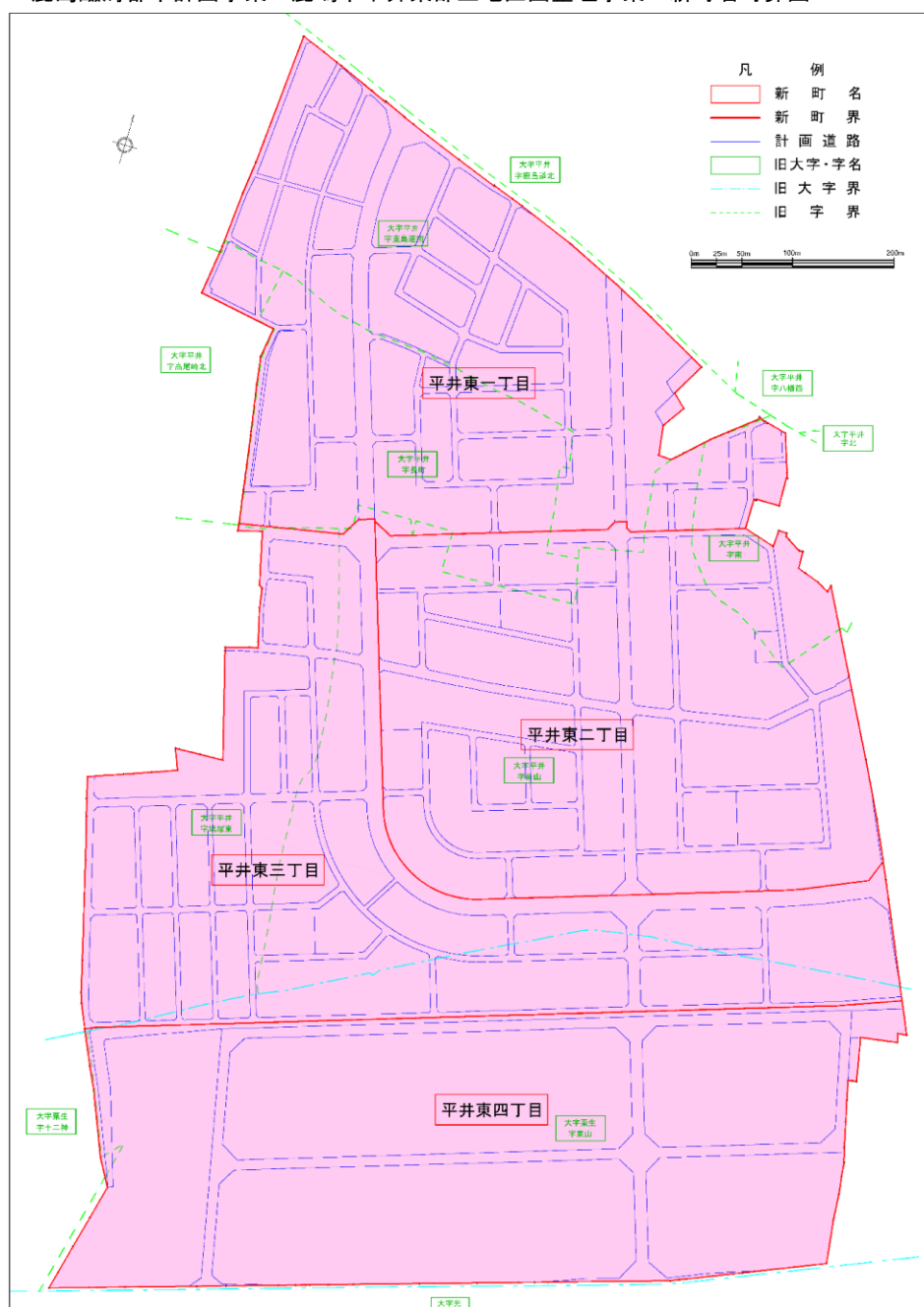
1. はじめに

このたび、平成6年6月から施行しておりました鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業は令和5年1月20日に換地処分の公告を迎え、その公告日の翌日（令和5年1月21日）から事業区域内の町名、町界及び地番が変更されるとともに皆様が現在お使いの住所や事業所の所在地の表し方も変更されます。

つきましては、今回の町名地番の変更に伴い、皆様が必要となる手続きについてご案内し、一日も早く新しい住所等に馴染んでいただくため、このしおりを作成いたしましたのでご一読願います。

2. 新町名町界図

《鹿島臨海都市計画事業 鹿嶋市平井東部土地地区画整理事業 新町名町界図》



3. 皆さまにお届けするもの

町名地番変更のしおり	・住所（所在地）変更に伴い皆さまに知っていただきたいことや住所変更手続き等をまとめた冊子（本冊子です）
住所等変更通知書 （10 通） ※該当者のみ	・今回新しく設定される住所等を記載した『住所等変更通知書』を各個人（事業所）につき 10 通送付します。 ・変更日（令和 5 年 1 月 21 日）以降は新しい住所をお使いください。 ・住所等変更通知書は、変更日以降に住所等の変更証明書として各種手続きに使用できます。 ・枚数が不足する場合は、令和 5 年 1 月 21 日以降、区画整理事務所又は総合窓口課にて、住所等が変更となったことを証明する「町名地番変更証明書（住所用）」を無料で発行します。
住所変更の お知らせ用はがき （1 世帯（事業所）50 枚） ※該当者のみ	・日本郵便株式会社から提供された「町名地番変更通知用ハガキ」（切手はいりません）を 1 世帯（1 事業所）あたり 50 枚お配りします。 ・知人や取引先等への新住所のお知らせにご利用ください。 ※ 記入例等は P18（参考資料③）をご覧ください。

4. 新しい住所等の表し方

■鹿嶋市平井東部土地区画整理事業地内の住所等の表し方が次のように変更となります。

住所及び本籍 … 町名と番地が新しくなります。	
【変更前】 鹿嶋市大字平井〇〇〇番地〇	【変更後】 鹿嶋市 平井東〇丁目〇番地〇
⇒	
不動産（土地・建物）… 町名と地番が変わり、字（あざ）が廃止されます。	
【変更前】 鹿嶋市大字平井〇〇〇番（地）〇	【変更後】 鹿嶋市 平井東〇丁目〇番（地）〇
⇒	
※土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」、家屋番号は「番」で表します	

新 町 名	郵便番号
平井東一丁目	314-0018
平井東二丁目	
平井東三丁目	
平井東四丁目	

■郵便番号が次のように変更されます。

なお、詳しいお問い合わせは下記までお願いします。

日本郵便株式会社 鹿嶋郵便局

TEL 0570-943-574

（〒314-8799 鹿嶋市鉢形 1527-2）

5. 主な住所変更手続一覧表

変更手続きを要するもの		本人手続	手続先	参 照 ページ
・住民票 ・戸籍簿等	住民票の住所 戸籍簿の本籍 戸籍附票の住所 印鑑登録原票の住所	不要	・本人手続きは不要です	4 ページ
・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	マイナンバーカードの住所 住民基本台帳カードの住所 （住所等変更通知書等が必要です）	必要	・市役所総合窓口課	8 ページ
・マイナンバーカード 電子証明書 （公的個人認証 サービス）	マイナンバーカード電子証明書（公的個人認証サービス）の住所			
・在留カード ・特別永住者証明書	在留カードの住所 特別永住者証明書の住所			
・不動産登記 事項証明書	町名変更に伴う土地、建物の所在地表示 土地、建物の所有者及び抵当権 等登記名義人の住所	不要	・本人手続きは不要です	4, 5 ページ
・商業登記 事項証明書	会社の本店・支店の所在地及び 役員の住所	必要	・水戸地方法務局鹿嶋支局 ・不動産、本店及び支店等を 管轄する法務局	
・法人登記 事項証明書	各種組合、宗教法人、学校法人、 信用金庫等の事務所及び役員 の住所		・鹿嶋警察署 ・茨城県運転免許センター	5, 6 ページ
・自動車運転 免許証	取得者の住所 （本籍変更の場合はその表示も）		・関東運輸局 茨城運輸支局 ・軽自動車検査協会 茨城事務所	
・自動車検査証	自動車の所有者の住所、運送業 者の営業所		・各関係機関	7 ページ
・各種免許証、 通帳、証書等	各種免許証、預金通帳、保険証 書等に関する住所			

※ 住所等変更通知書等については、7ページをご覧ください。

※ 市役所関係の証書等（上記の住民票、戸籍簿等を除く）の住所変更については、8、9ページをご覧ください。

※ 鹿嶋市以外で土地や建物をお持ちの場合、納税通知書等が届かなくなる場合がありますので、各市町村の税務担当へ住所変更のご連絡をお願いします。



新しい町名になった後の手続き

◆ 住民票・戸籍簿・戸籍附票・印鑑登録原票は

- これらは市で変更しますので皆さまのお手続きは不要です。

(例) 鹿嶋市 大字平井 ○○○番地

鹿嶋市 平井東△丁目 □□番地□□

●詳しいお問い合せは

鹿嶋市役所 健康福祉部 総合窓口課 TEL0299-82-2911 (代表)

◆ 土地、建物など不動産登記は

- 土地登記、建物登記の表題部(所在、地番、地積等)は、市の申請に基づき法務局で変更されます。

注意

- (1) 土地区画整理事業地内の土地においては、換地処分公告日の翌日から換地処分の登記が完了するまでの期間、土地・建物の登記手続き(住所変更、所有権移転、権利設定等)や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。
- (2) 所有権等の登記名義人の住所は、上記(1)の登記事務の停止期間終了後に、不動産を管轄する法務局で変更登記手続きをしてください。
 - ※ 表題部以外の登記名義人等の住所については、登記名義人の申請に基づくものであるため、土地区画整理事業の施行者での書き換えはできません。
 - ※ 登記名義人の住所等を変更していないと、不動産の売買、相続、名義人の変更等、権利の登記内容の変更を行う場合に支障を来すことがあります。
- (3) 変更登記の申請手続きや用紙等については、下記の法務局又は法務省ホームページによりご確認ください。
 - ※ 法務省HP_不動産登記申請手続(<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>)
 - ※ 変更登記申請書の記入例はP11~13(参考資料①)に記載しています。
- (4) 変更登記申請は、『住所等変更通知書』等を添付すれば登録免許税が非課税です。(登録免許税法第5条第5項)
 - ※ 『住所等変更通知書』が不足する場合は、代わりとなる『町名地番変更証明書(住所用)』を令和5年1月21日以降に区画整理事務所又は総合窓口課にて無料で交付します。

●詳しいお問い合せは

水戸地方法務局 鹿嶋支局 TEL0299-83-6000

(〒314-0032 鹿嶋市宮下五丁目20番地4)

※法務局における手続き案内は予約制となっている場合がありますので、事前にお電話でお問合せ下さい。

◆ 商業登記、法人登記は

- ・ 商業登記（会社関係）に登載の本店・支店及び役員の住所、あるいは法人登記（会社を除く法人）に登載の主たる事務所、従たる事務所及び役員の住所については法務局へ変更登記を申請してください。

注意

- （１） 商業登記、法人登記については、令和５年１月２１日以降から変更手続きができます。
- （２） 変更登記期間は原則としてその登記の事由が発生した時（換地処分公告日の翌日）から、本店の所在地においては２週間以内、支店の所在地においては３週間以内とされていますので、速やかに変更登記申請をしてください。（会社法第９１５条第１項、同法第９３０条第３項）※手続先は、水戸地方法務局法人部門となります。
- （３） 変更登記申請の手続きや用紙等については、下記の法務局又は法務省ホームページによりご確認ください。
 - ※ 本店、支店の所在地が地区内・外か、また茨城県内・外か等により手続方法や必要書類が異なる場合があります。詳細は管轄する法務局等にご確認のうえ手続願います。
 - ※ 法務省 HP_商業・法人登記申請手続(<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>)
 - ※ 変更登記申請書の記入例は、P14～（参考資料②）に記載しています。
- （４） 変更登記申請は、後日発行の『住所等変更通知書』等を添付すれば登録免許税が非課税です。（登録免許税法第５条第５号）
 - ※ 『住所等変更通知書』が不足する場合は、代わりとなる『町名地番変更証明書（法人所在地用）』を令和５年１月２１日以降に区画整理事務所又は総合窓口課にて無料で交付します。

●詳しいお問い合わせは

水戸地方法務局（本局） 法人登記部門 TEL029-227-9926
（〒310-0061 水戸市北見町１番１号水戸法務総合庁舎）

◆ 自動車運転免許証は

- ・ 所在地を管轄する警察署または運転免許センターへ令和５年１月２１日以降に免許証記載の住所、本籍の変更手続きをしてください。

注意

- （１） 住所の変更手続きには、市発行の『住所等変更通知書』等を添付してください。
- （２） 本籍の変更手続きには、市役所総合窓口課の窓口で『本籍地番変更証明書』（令和５年１月２１日以降）を申請し添付してください。

●詳しいお問い合わせは

鹿嶋警察署 TEL 0299-82-0110
（鹿嶋市大字宮中 1959 番地 1）
茨城県免許センター TEL 029-293-8811
（茨城県東茨城郡茨城町長岡 3783-3）

◆ 自動車の検査証は

- 自動車検査証等の住所は、令和5年1月21日以降に変更手続きをしてください。

●必要書類とお問い合わせ先のご案内

【普通自動車及び 250cc を超える二輪車】

- (1) 自動車検査証
- (2) 住所等変更通知書等



※手数料は無料です。

※所有者と使用者が異なる場合は所有者の委任状が別途必要です（本人申請の場合不要）。

また、代理人による手続きの場合も委任状が必要となります。

なお、自動車検査証と住所等変更通知書に記載のお名前又は実施前の住所が同一でない場合は、上記以外に別途書類が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

関東運輸局 茨城運輸支局 TEL 050-5540-2017

【軽自動車（軽三輪、軽四輪）】

- (1) 自動車検査証
- (2) 住所等変更通知書等

※手数料は無料です。

※使用者と所有者が異なる場合は、所有者にあらかじめ承諾を得たうえ、手続きをお願いします。

又、代理人による手続きの場合は別途「申請依頼書」が必要となります。

なお、自動車検査証と住所等変更通知書に記載のお名前又は実施前の住所が同一でない場合は、上記以外に別途書類が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

軽自動車検査協会 茨城事務所 TEL050-3816-3105

【125cc を超え 250cc 以下の軽二輪車】

- (1) 軽自動車届出済証
- (2) 住所等変更通知書等
- (3) 自賠責保険証（有効期間内のもの）

※手数料は無料です

※代理人による手続き、また使用者と所有者が異なる場合は委任状が必要となる場合があります。

なお、軽自動車届出済証と住所等変更通知書に記載のお名前又は実施前の住所が同一でない場合は、上記以外に別途書類が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

関東運輸局 茨城運輸支局 TEL 050-5540-2017

【125cc 以下の軽二輪車等】

- 鹿嶋市から交付した標識交付証明書を、新しい町名番地のものに取り換えることができます。

1 月以降、税務課窓口まで古い標識交付証明書をお持ちください。

※紛失などで標識交付証明書をお持ちになれない場合、ご本人様に限り再交付します（要身分証。再発行手数料 200 円）。

鹿嶋市役所 税務課 TEL 0299-82-2911

◆ 各種免許証、金融機関の預金通帳、保険証書などは

- 各種免許証、金融機関の預金通帳や各種保険証書などの住所変更はそれぞれの関係機関にお問い合わせの上、令和5年1月21日以降に手続きをしてください。

注意

※ 手続きには『住所等変更通知書』が必要です。

※ 『住所等変更通知書』が不足する場合は、代わりとなる『町名地番変更証明書（住所用）』を令和5年1月21日以降に区画整理事務所又は総合窓口課にて無料で交付します。

◆ 年金受給者は

- 国民年金、厚生年金の年金受給者は、年金事務所へ市が変更する旨伝えますので、本人の手続きは不要です。
ただし、少しの間は、旧住所のままで通知等が届く場合がありますので、ご了承ください。



- 詳しいお問い合わせは
水戸南年金事務所 TEL 029-227-3253

◆ その他、生活インフラサービスなど

- 上水道、下水道については、市が変更になる旨を伝えます。ただし、少しの間は、旧住所のままで通知等が届く場合がありますので、ご了承ください。
- その他の通信会社、電気事業者、燃料会社（LP ガス）などその他の民間契約については、皆様から各事業所へお問い合わせの上、住所変更の手続きをお願いします。
- 郵便、パスポートについては手続き不要です。パスポートの最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、欄内余白部分に新住所を記入してください。

6. 『住所等変更通知書』について

- 『住所等変更通知書』を各個人、事業所につき10通送付しますので、各種住所変更手続きにご利用ください。
- 住所等変更通知書は、変更日（令和5年1月21日）以降に住所等の変更証明書として各種手続きに使用できます。
- 枚数が不足する場合は、令和5年1月21日以降、町名地番変更証明書（各種）を無料で発行します。（町名地番変更証明書は「住所用」、「法人所在地用」、「土地の所在地用」の3種類があります。用途に合わせて必要な証明をお求めください。）
- ※ 町名地番変更証明書の「住所用」、「法人所在地用」は区画整理事務所又は総合窓口課で発行します。「土地の所在地用」は区画整理事務所のみで発行します。
- ※ 住所等の変更日は「令和5年1月21日」です。

7. 市役所関係の証書等の住所変更について

(住民票、戸籍簿等の取扱いについては3ページをご覧ください)

証書、手帳などの名称	変更手続き	担当	電話番号
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	本人手続きによる住所変更が必要です。 1月21日以後、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをご持参のうえ担当窓口でお手続きをお願いします。	総合窓口課	内線 322, 323
マイナンバーカード電子証明書 (公的個人認証サービス)	本人手続きによる住所変更が必要です。 1月21日以後、マイナンバーカードをご持参のうえ、担当窓口でお手続きをお願いします。	総合窓口課	内線 322, 323
在留カード 特別永住者証明書	本人手続きによる住所変更が必要です。 1月21日以後、在留カード又は特別永住者証明書をご持参のうえ、担当窓口でお手続きをお願いします。	総合窓口課	内線 322, 323
国民健康保険被保険者証 国民健康保険証兼高齢受給者証 国民健康保険特定疾病療養受療証 国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険標準負担額減額認定証 国民健康保険限度額適用 ・標準負担額減額認定証	1月21日以後、市で住所変更後の被保険者証等を作成し、該当世帯に郵送します。 (旧被保険者証等については新しいものが届き次第、各自処分願います。)	国保年金課 (国保グループ)	内線 331~333
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 後期高齢者医療限度額適用・ 標準負担額減額認定証	1月21日以後、市で住所変更後の被保険者証等を作成し、該当世帯に郵送します。 (旧被保険者証等については新しいものが届き次第、各自処分願います。)	国保年金課 (医療年金グループ)	内線 336, 337
 ☎ 鹿嶋市役所 (代表) 0299-82-2911 (次頁に続きます)			

証書、手帳などの名称	変更手続き	担当	電話番号
㊦医療福祉費受給者証 ㊦妊産婦医療福祉費受給者証	1月21日以後、市で住所変更後の受給者証を作成し、該当世帯に郵送します。 （旧受給者証については新しいものが届き次第、各自処分願います。）	国保年金課 （医療年金グループ）	内線 336, 337
介護保険被保険者証	1月21日以後、市で住所変更後の被保険者証等を作成し、該当世帯に郵送します。（旧被保険者証等については新しいものが届き次第、各自処分願います。）	介護長寿課	内線 344, 345
介護保険負担割合証			
介護保険負担限度額認定証			
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証	住所変更手続きを行いますので、当課へ手帳または自立支援医療受給者証を持参していただきますようお願いします。	生活福祉課	内線 313
特別児童扶養手当証書	住所変更手続きを行いますので、当課へ証書を持参していただきますようお願いします。	生活福祉課	内線 313
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当	1月21日以降に変更届けを郵送します。	生活福祉課	内線 313
児童扶養手当証書	1月21日以後、市で住所変更後の受給者証を作成し、該当世帯に郵送します。 （旧受給者証については新しいものが届き次第、各自処分願います。）	こども相談課	内線 293

※ 上記以外にも、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをしていただきますようお願いします。

※ なお、窓口での本人手続きの場合には、本人確認書類等（官公署が発行した顔写真付きのものなど）が必要となります。詳細については各担当までお問い合わせください。

8. その他

(1) 選挙の投票区について

- ・ 町名地番の変更によって平井東三丁目の一部（旧栗生字東山の区域）で投票区が変更になります。新しい投票所については、選挙が行われる際に投票所入場券でお知らせしますのでご確認ください。その他の区域について投票所の変更はありません。

(2) 学校への届出について

① 市立の小中学校に通学している児童生徒の場合

- ・ 鹿嶋市教育委員会事務局総務就学課から該当校に通知するため届出等は不要です。
- ・ 町名地番変更に伴い通学区域が変わることはありません。

② 県立・国立・私立の学校（中等教育学校、特別支援学校、高等学校、専門学校、大学等を含む。）に通学している、または市外の小中学校へ区域外就学している児童生徒の場合

- ・ 市から該当校にはお知らせいたしませんので、各校へ届出をしていただく必要があります。

(3) ごみの収集について

- ・ 今回の町名等の変更によって、直ちにごみの収集日、集積所が変わることはありません。
- ・ ごみの収集日等が変更になる場合は事前に皆様にお知らせします。

(4) 区・自治会の区域について

- ・ 町名地番変更によって区・自治会の区域が直接的に変更されるものではありませんので、これまでどおりの運営で差し支えありません。

(5) 郵便物の送付について

- ・ 住所変更に伴い、旧住所での郵便等の配達ができなくなりますので、お知り合いの方、又は、お取引の事業者様への周知をお願いします。
- ・ お知り合い等への周知については日本郵便株式会社から提供された「町名地番変更通知用ハガキ」をご活用ください。（詳細は P18 参考資料③）

～お問い合わせ先・連絡先～

〒314-0012 茨城県鹿嶋市大字平井 961 番地 1

鹿嶋市 都市整備部 区画整理事務所

TEL 0299-77-8747

※「参考資料①」は記載の一例です。この例を参考に申請の内容に応じて作成し手続きをして下さい。
 ※土地・建物の所有権登記名義人の住所変更登記は、法務局の登記事務停止の解除後に行ってください（P4）
 ※なお、記載方法や手続きの詳細については管轄する法務局に確認するほか、法務省 HP により確認してください。

■参考資料① 【所有権登記名義人の住所変更登記の記載例】

《◆代理人なしの場合》

※受付シールを貼るスペース（4.5cm × 10.5cm 程度）になりますので、この部分には何も記載しないでください

登 記 申 請 書

登記の目的 ● 番所有権登記名義人住所変更

日付と原因
 令和5年1月21日 町名地番変更
 と書き換えてください

原 因 令和5年1月21日 町名地番変更

変更後の事項 住所 鹿嶋市平井東●丁目▲▲番地

申 請 人 鹿嶋市平井東●丁目▲▲番地

鹿 嶋 太 郎 印

連絡先の電話番号 0000-00-0000

添 付 書 類

登記原因証明情報

住所変更通知書または
 町名地番変更証明書（住所用）
 いずれか添付する書類に書き換えてください

令和●年▲月■日申請

水戸地方法務局鹿嶋支局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号

登録免許税法
 第5号 と書き換えてください

不動産の表示

不動産番号 1234567890123

所 在 鹿嶋市平井東●丁目

地 番 ▲▲番

地 目 宅地

地 積 123・45平方メートル

不動産番号（13桁）を記載したときは、土地の所在・地番・地目及び地積（建物の所在・種類・構造及び床面積）の記載を省略することができます。不動産番号がわからない場合は、記載しなくても差し支えありません。

不動産番号 0987654321012

所 在 鹿嶋市平井東●丁目▲▲番地

家屋番号 ▲▲番

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 43・00平方メートル

2階 38・62平方メートル

契印

申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、各用紙の綴り目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。

※「参考資料①」は記載の一例です。この例を参考に申請の内容に応じて作成し手続きをして下さい。
 ※土地・建物の所有権登記名義人の住所変更登記は、法務局の登記事務停止の解除後に行ってください（P4）
 ※なお、記載方法や手続きの詳細については管轄する法務局に確認するほか、法務省 HP により確認してください。

《◆代理人ありの場合》

※受付シールを貼るスペース（4.5cm × 10.5cm 程度）になりますので、この部分には何も記載しないでください

登 記 申 請 書

登記の目的 ● 番所有権登記名義人住所変更

日付と原因
 令和 5 年 1 月 2 1 日 町名地番変更
 と書き換えてください

原 因 令和 5 年 1 月 2 1 日 町名地番変更

変更後の事項 住所 鹿嶋市平井東●丁目▲▲番地

申 請 人 鹿嶋市平井東●丁目▲▲番地

鹿嶋太郎 印

連絡先の電話番号 0000-00-0000

添 付 書 類

登記原因証明情報

「住所変更通知書」または
 「町名地番変更証明書（住所用）」
 いずれか添付する書類に書き換えてください

令和●年▲月■日申請

水戸地方法務局鹿嶋支局

登記申請を代理人が行う場合は、
 住所・氏名・連絡先をご記入し、
 委任状を添付してください

代 理 人 鹿嶋市□□町○丁目△△番地

鹿嶋花子 印

連絡先の電話番号 00-0000-0000

登録免許税 登録免許税法第 5 条第 5 号

登録免許税法
 第 5 号 と書き換えてください

不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

所 在 鹿嶋市平井東●丁目

地 番 ▲▲番

地 目 宅地

地 積 1 2 3 ・ 4 5 平方メートル

不動産番号（13 桁）を記載したときは、土地の所在・地番・地目及び地積（建物の所在・種類・構造及び床面積）の記載を省略することができます。不動産番号がわからない場合は、記載しなくても差し支えありません。

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2

所 在 鹿嶋市平井東●丁目▲▲番地

家屋番号 ▲▲番

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1 階 4 3 ・ 0 0 平方メートル

2 階 3 8 ・ 6 2 平方メートル

契印

申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、各用紙の綴り目に必ず契印をしてください（申請人が 2 人以上いる場合は、そのうちの 1 人が契印することで差し支えありません。）。

※「参考資料①」は記載の一例です。この例を参考に申請の内容に応じて作成し手続きをして下さい。
 ※土地・建物の所有権登記名義人の住所変更登記は、法務局の登記事務停止の解除後に行ってください（P4）
 ※なお、記載方法や手続きの詳細については管轄する法務局に確認するほか、法務省 HP により確認してください。

《◆委任状作成例》

委 任 状

代理人の住所氏名を記入

私は、**鹿嶋市□□町○丁目△△番地 鹿嶋花子** に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記 1 から 4 までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

委任者の住所氏名及び押印

令和●年▲月■日

鹿嶋市平井東●丁目▲▲番地
鹿嶋太郎 印

記

登記の目的 **■番所有権登記名義人住所変更**

原 因 **令和5年1月21日町名地番変更**

日付と原因
 令和5年1月21日町名地番変更
 と書き換えてください

変更後の事項 住所 **鹿嶋市平井東●丁目▲▲番地**

不動産の表示

所 在 **鹿嶋市平井東●丁目**
 地 番 **▲▲番**
 種 類 **宅地**
 地 積 **123・45平方メートル**

所 在 **鹿嶋市平井東●丁目▲▲番地**
 家屋番号 **▲▲番**
 種 類 **居宅**
 構 造 **木造かわらぶき2階建**
 床 面 積 **1階 43・00平方メートル**
2階 38・62平方メートル

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

※「参考資料②」は記載の一例です。この例を参考に申請の内容に応じて作成し手続きをして下さい。
※なお、本店・支店の所在地が地区内外か、茨城県内外か等により申請方法や必要書類が異なる場合がありますので、
手続きの詳細については管轄する法務局に確認するほか、法務省 HP により確認してください。

■参考資料② 【商業登記等の変更登記申請書の記載例】

《◆本店を変更する場合》

受付番号票貼付欄
(4.5cm×10.5cm 程度)

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000

フリガナ
1. 商 号 カシマショウジ
鹿嶋商事株式会社

変更前の本店を記載してください

1. 本 店 茨城県鹿嶋市平井字前山▲▲番地

1. 登記の事由 **本店の地番変更** 登記の事由
「本店の地番変更」と書き換えてください

1. 登記すべき事項 令和5年1月21日変更

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号 登録免許税法
第5号 と書き換えてください

1. 添付書類 **登記原因証明情報** 「住所等変更通知書」または
「町名地番変更証明書（法人所在地用）」
いずれか添付する書類に書き換えてください 1 通

委任状 1 通

上記のとおり、登記の申請をします。

登記申請を代理人が行う場合は、住所・
氏名・連絡先をご記入し、委任状を添付
してください

令和●年▲月■日

変更後の本店を記載してください

茨城県鹿嶋市平井東●丁目▲▲番地
申請人 鹿嶋商事株式会社

法務局届出印により押印

茨城県鹿嶋市□□町○丁目△△番地
代表取締役 鹿嶋 太郎 印

茨城県鹿嶋市○○町○丁目△△番地
上記代理人 鹿嶋 花子 印

代理人が申請する場合に記載し、代理人の
印鑑（認印）を押してください。この場合、
代表取締役の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号 0000-00-0000

水戸地方法務局 御中

契
印

申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、
各用紙の綴り目に必ず契印をしてください。

※「参考資料②」は記載の一例です。この例を参考に申請の内容に応じて作成し手続きをして下さい。
※なお、本店・支店の所在地が地区内外か、茨城県内外か等により申請方法や必要書類が異なる場合がありますので、
手続きの詳細については管轄する法務局に確認するほか、法務省 HP により確認してください。

《◆委任状作成例》

委 任 状

代理人の住所氏名を記入

茨城県鹿嶋市〇〇町〇丁目△△番地
鹿 嶋 花 子

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当会社の本店は、令和5年1月21日 町名地番変更により茨城県鹿嶋市平井東●丁目▲▲番地と変更したので、その登記の申請に関する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件（注1）

令和〇年〇月〇日

委任者の住所氏名及び押印

茨城県鹿嶋市平井東●丁目▲▲番地（注2）

〇〇商事株式会社

代表取締役 鹿嶋 太郎 ㊞（注3）

- （注）
- 1 原本還付を請求する場合に記載します。
 - 2 変更後の本店を記載します。
 - 3 代表取締役が登記所に提出している印鑑を押します。

※「参考資料②」は記載の一例です。この例を参考に申請の内容に応じて作成し手続きをして下さい。
※なお、本店・支店の所在地が地区内外か、茨城県内外か等により申請方法や必要書類が異なる場合がありますので、
手続きの詳細については管轄する法務局に確認するほか、法務省 HP により確認してください。

《◆支店を変更する場合》

受付番号票貼付欄

(4.5cm×10.5cm 程度)

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000

フリガナ
1. 商 号 カシマショウジ
鹿嶋商事株式会社

本店所在地を記入してください

1. 本 店 茨城県鹿嶋市平井字前山▲▲番地

1. 登記の事由 支店の地番変更 登記の事由
「支店の地番変更」と書き換えてください

1. 登記すべき事項 令和5年1月21日変更

支店番号 1

変更する支店番号と変更後の支店所在地
を記入してください。

支 店 茨城県鹿嶋市平井東●丁目●●番地

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号 登録免許税法
第5号 と書き換えてください

1. 添付書類 「住所等変更通知書」または
「町名地番変更証明書（法人所在地用）」
登録原因証明情報 いずれか添付する書類に書き換えてください

委任状

1 通

1 通

上記のとおり、登記の申請をします。

登記申請を代理人が行う場合は、住所・
氏名・連絡先をご記入し、委任状を添付
してください

令和●年▲月■日

本店を記載してください

茨城県鹿嶋市平井字前山▲▲番地

申請人 鹿嶋商事株式会社

法務局届出印により押印

茨城県鹿嶋市□□町○丁目△△番地

代表取締役 鹿嶋 太郎 ㊞

茨城県鹿嶋市○○町○丁目△△番地

上記代理人 鹿嶋 花子 ㊞

代理人が申請する場合に記載し、代理人の
印鑑（認印）を押してください。この場合、
代表取締役の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号 0000-00-0000

水戸地方法務局 御中

契
印

申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、
各用紙の綴り目に必ず契印をしてください。

※「参考資料②」は記載の一例です。この例を参考に申請の内容に応じて作成し手続きをして下さい。
※登記の期間は、変更のあった日から2週間以内となります。(会社法第915条)

《◆代表者等の住所変更を申請する場合（代表者等の住所が地区内にある場合）》

受付番号票貼付欄
(4.5cm×10.5cm程度)

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000-00-000000

フリガナ カシマショウジ
1. 商号 鹿嶋商事株式会社

本店所在地を記入してください

1. 本店 茨城県鹿嶋市平井字前山▲▲番地

登記の事由を記入ください。

1. 登記の事由 町名地番変更による代表取締役の住所変更

1. 登記すべき事項 令和5年1月21日変更

代表取締役 鹿嶋 太郎の住所変更

変更後の代表者の住所を記入

住所 茨城県鹿嶋市平井東●丁目●●番地

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第5号

登録免許税法
第5号 と書き換えてください

1. 添付書類

登記原因証明情報

「住所等変更通知書」または
「町名地番変更証明書（法人所在地用）」
いずれか添付する書類に書き換えてください

1通

委任状

1通

登記申請を代理人が行う場合は、住所・
氏名・連絡先をご記入し、委任状を添付
してください

上記のとおり、登記の申請をします。

令和●年▲月■日

本店を記載してください

茨城県鹿嶋市平井字前山▲▲番地

申請人 鹿嶋商事株式会社

法務局届出印により押印

茨城県鹿嶋市平井東●丁目●●番地

代表取締役 鹿嶋 太郎 ㊞

茨城県鹿嶋市〇〇町〇丁目△△番地

上記代理人 鹿嶋 花子 ㊞

代理人が申請する場合に記載し、代理人の
印鑑（認印）を押してください。この場合、
代表取締役の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号 0000-00-0000

(本店を管轄する) 法務局 御中

契
印

申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、
各用紙の綴り目に必ず契印をしてください。

■参考資料③ 【住所の表示変更のお知らせ用はがきの記載例】

(宛名面)

通信事務郵便 (依頼信)

住所の表示変更のお知らせ

日本郵便株式会社

鹿嶋郵便局

郵便はがき

-

水戸花子様

茨城県水戸市●●町■■■番地

〒

(通信面)

住所の表示変更のお知らせ

令和5年1月から住所の表示が下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

○今後郵便をお出しの際は、以下の郵便番号及び新住所をご記入ください。

○住所録をご訂正ください。

記

新住所

郵便番号 314 - 0018

茨城県鹿嶋市 平井東●丁目●●番地●

(鹿嶋アパート ■■■号室)

ご氏名 鹿嶋 太郎

(集合住宅、アパート等は棟番号、室番号までお書きください)

※ご周知が必要なご親戚やお知り合いの方の郵便番号、住所、氏名を記入してください。

※ご自身の新しい住所（所在地）、氏名をご記入ください。

- ※ 新しい住所（所在地）を関係者や取引先にお知らせいただくため、無料の「住所表示変更のお知らせ」はがきを日本郵便（株）より提供いただいております。
- ※ 上記記載例の要領でご記入後、はがきをそのまま最寄りの郵便局またはポストに投函してください。（切手を貼る必要はありません。）

日本郵便株式会社 鹿嶋郵便局
〒314-8799 鹿嶋市大字鉢形 1527 番地 2
TEL 0570-943-574

18